

書評

宮台真司・速水由紀子・山本直英・宮淑子・藤井誠二・平野広朗・金住典子・平野裕二 共著
『〈性の自己決定〉原論 援助交際・売買春・子どもの性』

飯田祐子

本書が編まれた意図は次のように説明されている。「この本は、昨今の自治体や国会での性に関する規制措置の条例化・法制化の動きを見て、「性の自己決定」という重要な思想が欠落したまま性についての議論が進むことを危惧する者たちが、各人の立場から「性の自己決定」について持論をしたためたものである」(9頁)。表題にもあるとおり、〈性の自己決定〉の必要性を主張することが本書の一つ目の柱である。これに絡んで、もう一つ大きな柱がある。それは「多分わが国においては、売買春を悪だと考えない男女がこれだけ集まって本を編むことは、はじめてのことだろう」(10頁)といわれる〈売買春〉の肯定である。二つの柱は、自由意志による〈売買春〉のあり様を確認し、それを〈性の自己決定〉と評価した上で、それゆえに肯定するという論理で繋げられている。とくに中心的な事例として扱われているのが「援助交際」であり、基本的にどの論も売春側の少女たちに寄り添い、「大人」を批判するという立場で述べられている。本書でいう「大人」は、「自己決定を認めない大人」(9頁)を指しており、「公序良俗」とか「善良な秩序」といった、社会の全体秩序に関わる利益(社会的法益)によって「売買春は、望ましい社会秩序(の一部を構成する性的秩序)のあり方に反している」(10頁)と考える人々を指している。これが、本書の仮想敵である。この仮想敵を批判するために、本書の論者の一部は「援助交際」に対しても、〈自己決定〉された〈売買春〉の肯定の一部として、

肯定的な態度をとる。さて、はじめに支持しておきたいのは、「援助交際」について論じる前提として、〈性の自己決定〉、あるいは〈売買春〉の問題を分節化する態度である。しかしながら、分節化された問題を接続していく論理には、かなりの疑問を感じている。以下、順をおって、述べてみたい。

はじめに本書の仮想敵について、述べておこう。たしかに〈性の自己決定〉は認められるべきであり、〈自己決定〉を認めない立場が道徳的に〈性〉を規制の対象としてのみ扱うことは批判されるべきである。自己決定権については、さまざまな局面で問題化されており（性のみならず／よりもむしろ、生殖や医療や介護の場面において）、一概に是非を述べることは不可能である。文脈を無視して原理的には是非を断定できるほど単純な問題ではない。それゆえここでは、〈性〉において〈自己決定〉が問題化される文脈に配慮する必要があるが、それは基本的に「女性の権利が保障されていない領域、人権侵害が行われている領域で、対社会に向けて、性的パートナーである男性に向けて、この言葉は発せられてきた」（宮淑子、本書81頁）といえる。女性にとって〈性〉の領域が「権利の保障されていない領域」であることを出発点にするとき、〈性〉を管理している性道徳に問題があるのは明らかだ。性道徳は、女性から〈性〉について〈自己決定〉する権利を遠ざけ、〈性〉への関わり方によって女性を二分化（聖母／娼婦）してきた。一方には、恋愛と結婚に組み合わされ生殖と同一化された〈性〉が設定され（中心／善となる聖母の領域）、一方では生殖に結びつかない〈性〉が家庭のあるいは社会の外部として設定される（周縁／悪となる娼婦の領域）。この二つの領域が表裏一体となっていること、つまり近代社会が〈性〉を大きな装置として構造化されていることは、よく知られている。そしてこれまたいうまでもなく、性道徳は二重基準になっており、男性は二つの領域を横断することが可能で、女性はどちらかに振り分けられている（より正確にいうなら、家庭における聖母役割の影には、ひそやかに隠蔽されて娼婦性が期待されているが、娼婦性が家庭の前景に現れることはありえない）。

この二分化の歪みの悲惨さを端的に示す例として、セカンドレイプをあげて

おこう。レイプの被害者である女性の方が、事件後、その処理の過程で、繰り返し責められ傷つけられるという全く珍しくないこの問題は、本人の意図に関わらず、聖母の領域から逸脱したものが娼婦の領域に配置されることによる。被害者本人もまた性道徳を内面化している場合、ほとんど生涯に及ぶ精神的な傷を負うことになる。ここには窃盗や交通事故の被害者となることとは、明らかに異なる構造がある。〈性〉は女性にとって、そのように人格と結び合わされて過剰に価値化されているのである。再度確認しておかなければならぬが、聖母の領域は、娼婦の領域と支え合って維持されているのであり、聖母の領域を成立させるためには、娼婦の領域が不可欠である。売買春が存在し、社会の周縁に位置づけられ、売春女性が差別されることと、セカンドレイプが発生することは、同根である。わたしたちは、このように聖母と娼婦に女性を二分する性道徳そのものを批判しなければならない。

さて、その意味で、本書が性道徳を批判し、〈性の自己決定〉を主張することは必要かつ重要なことだと考える。それでは〈売春〉は〈自己決定〉されていると考えることができるのか。これについても、文脈を考慮する必要がある。〈自由意志による売春〉は、そもそも売春女性が、自らへの差別を覆し人権の保障を求めるために主張はじめたものだという文脈を無視するべきではない。この点で、〈自由意志による売春〉をありうるものとして可視化し、著しく損なわれている現在の売春女性の人権を保障することは必要である。ただしここで重要なのは、そのことと、現在の〈売買春〉の構造を肯定することとは、別に判断されるべきだということだ。そもそも、売春女性が〈自己決定〉を申し立てる必要があるという背景そのものが、現在の〈売買春〉が売春女性に対する差別を構造的な前提としていることを示している。それゆえ〈自由意志による売春〉を認めることは、現在の〈売買春〉の構造そのものに対する物言いとして、あるはずである。売春女性の人権を守ることが、現在の〈売買春〉のあり方を変革するものとならない限り、それは絵に描いた餅となるしかない。ことに〈売買春〉が暴力と搾取にさらされている現状は、何よりも売り手と買い手

の間に、大きな了解の齟齬があることによるることを無視するわけにはいかない。売春女性は、売るつもりのないものを買われる危険にさらされ続けている。人権を侵害された差別対象となることで、売春女性は、自らが意図して商品化したものの価値と範囲を無視されている。問題はそこにこそあるのではないか。〈自由意志による売春〉は、〈性〉を安全に売ることを目的に含んでいる。売春の自由化は、それ自体で安全な売春を帰結しはしない。求められているのは、単なる自由化ではない。となると、ここで重要なのは、やはり買い手の問題となる。〈売買春〉批判が、〈売買春〉を女性に対する〈性〉被害の象徴とし、売春女性を決定的な弱者とし買春男性を決定的な強者として描く図式は、それが売春女性に対する差別と結びつく点、また性道徳を前提にした批判である場合にはその点で、もちろん反省されるべきである。しかし、だからこそ、売春女性を単純な被害者と考えず、パートナリズムに陥ることなくその人権を保障することと、買春男性における差別意識を覆すことは同時になされなければならない意味がない。買い手批判は、このような意味のもとに、依然、抜き差しならぬ重要性を持っているはずだ。

この点で、本書における〈買賣春の肯定〉は、まったくもって分節不十分であるといわねばならない。〈自由意志による売春〉を可視化することと、現在の〈売買春〉の構造への批判こそが組み合わさるべきであるにもかかわらず、本書ではこのレベルの差異が無視され、逆に現在の〈売買春〉を認知することへ直結されている。論者すべてが同一の見解にたっているわけではないが、コーディネーターの宮台真司をはじめとし、速水由紀子、宮淑子、藤井誠二などの議論は、この点で非常に問題があると考える。一様に売り手の意識の変化については問題にしているが、買い手の意識はそれに伴って変化しているのかどうか。売春少女の意識については、「「受動的な性」という役割をかなぐり捨てた彼女たちの、底知れぬ上昇志向、戦闘能力」(34頁)を肯定する速水由紀子、「性的に臆病に育ってきた私たち団塊世代とは比べようもないほど、性の主体性、イニシアティブを持って生きている彼女たちの存在を、性の被害者、犠牲者、

あるいは、性非行をする反社会的存在、として見るだけでは、一面的すぎよう」(96頁)という宮淑子は、少女を買う男性が、それを「自己決定された性」として買っているのかどうかについて説明すべきである。差別が他者より付される価値であることを考えるとき、主体が尊厳を回復するという問題と、他者が差別するという問題は、分節化した上で、合わせて議論されなければならない。この問題と深い繋がりを持つ一例をあげれば、女性が女性であることに自己の尊厳を見出すことと、社会的な女性差別の構造の存在は、分節化した上で、前者の賞揚と後者への批判が同時になされることが必要なのと同じである。

なかでも宮台の議論は〈売春女性 / 買春男性=弱者 / 強者〉を批判するため、前者には、動機の多様性(「自分を捨てたい・消したい」という動機が売春と結びつくケースは一つの典型であり、少なくとも貧しさから来るいわゆる「生活売春」に比べれば、はるかに割合が多い」(283頁))を、後者には性的弱者という側面(「今日行われている売春行為の大半は、「売る女=弱者」「買う男=強者」というイメージからはほど遠く、こうした通念はむしろ、買わない限りセックスができない性的弱者の存在を、覆い隠してしまう」(264頁))を提出している。この議論が孕んだ根本的な問題は、先の二項対立の分節が不当に不十分であることによる。なぜ宮台は〈女性 / 男性=売春 / 買春〉という部分の分節をせず、その結びつきの非対称性を無視するのか。差別を含む〈売買春〉の問題は、まさにここに起因していたはずであるにもかかわらず、である。宮台の綿密な調査の結果に則って考えるとして、疑問に思うのは、女性が「自分を捨てたい・消したい」という動機を持ったとき、それを「売春」という行為において実現しようとすること自体が、「売春」という行為に対する決定的な差別意識によるものではないのかということだ。なぜ女性は、そのような動機を「売春」で実現しようとするのか。男性の場合、「売春」は選ばれないはずだ。そして、男性が「買わない限りセックスができない」ということに追いつめられ「弱者」となってしまうということは、〈性〉が過剰に人格と結びつけられた性道德と同根のものではないのかということ。女性が〈性〉における自己決定

を奪われてきたことと、男性が〈性〉的能力において人格的能力を判断されたこととは、表裏一体の〈性〉を形成するジェンダー構造である。〈性の自己決定〉は、男性にとっては、それが人格的能力の隠喩となることからの解放として模索されるべきではないのか。なぜ売るのは女性で、買うのは男性なのか。この非対称性を解体することが、〈性の自己決定〉のためには不可欠である。付け加えて述べておきたいが、売る側と買う側が交代あるいは多様化するのみでは問題は解決しない。こうした非対称性を条件として生み出されてきた〈性〉の風景そのものが解体される必要がある。これまた深く繋がりを持つ一例をあげれば、女性の会社人間化=男性化が、ジェンダーによって構造化された現在の労働が孕む問題を解決しないのと同じだ。

最後に〈売買春〉そのものではなく「援助交際」の扱いについて検討しておきたい。これについての規制について本書の見解は一致していない。「高校生程度の相手（子どもの権利条約では十八歳未満の子どもが対象）にカネを払い、互いの「同意」のもとで行われるセックス（類似行為）である「援助交際」は「搾取」にはあてはまりにくい」（131頁）とし、「援助交際」の「ウリ」を「性非行」とだけとらえることをやめ、れっきとした「売春」というアルバイト（性労働）としてとらえなお」（126頁）すことを論じる藤井誠二の議論がある一方で、平野裕二による「国連・子どもの権利委員会や国際NGOなど国際社会では、条約やストックホルム宣言・行動綱領によって十八歳未満の子どもの売買春等がすべて禁じられたと一般に受けとめられている」（237頁）という報告、また宮台による「刑法が性的同意年齢として認めている十三歳以上、児童福祉法が児童と規定している十八歳未満の男女（以下、青少年）について、これを相手として買春行為を行うことを禁じる法的規程について、条件付き賛成の立場」（261頁）をとる議論などがある。平野の報告にあるように、性的行為に関する同意年齢と売買春の禁止年齢には差異がある。宮台が設ける時差も、同様の流れにおいて理解することができるだろう。性道徳に対する批判を前提とした上で、「子ども」としての問題を分析する平野・宮台らによる、藤井論への批

『〈性の自己決定〉原論 援助交際・売買春・子どもの性』

判をぜひ読みたかったと思う。仮想敵の大きさが、本書内部での重要な差異を浮かび上がらせる契機を失わせていることを、残念に思う。高校生の〈自己決定〉について考えるとき、その能力の育成は権利の保障とともに重要である。〈自己決定〉には十分な情報の入手が前提として必要だが、どの論者も指摘する現在の性教育の不全さ、ことに性道徳による子どもの〈性〉からの疎外を考えたとき、子どもとしての高校生が〈自己決定〉する能力の評価には慎重であるべきだ。現状における〈売買春〉構造を考えれば、「援助交際」は、売春女性の問題としても、また（情報を十分に与えられていない）子どもに対する性的搾取・性的虐待の問題としても、買春男性を問うかたちで批判的に検討され続ける必要があるだろうと思う。高校生以下の年齢に、次々と買春対象が下がっている現状は、「援助交際」における買春あるいは性的搾取・性的虐待の構造が、〈性の自己決定〉とはほとんど無関係なかたちで進行していることを示しているはずだ。

（紀伊國屋書店、1998年4月、286頁、1700円）